

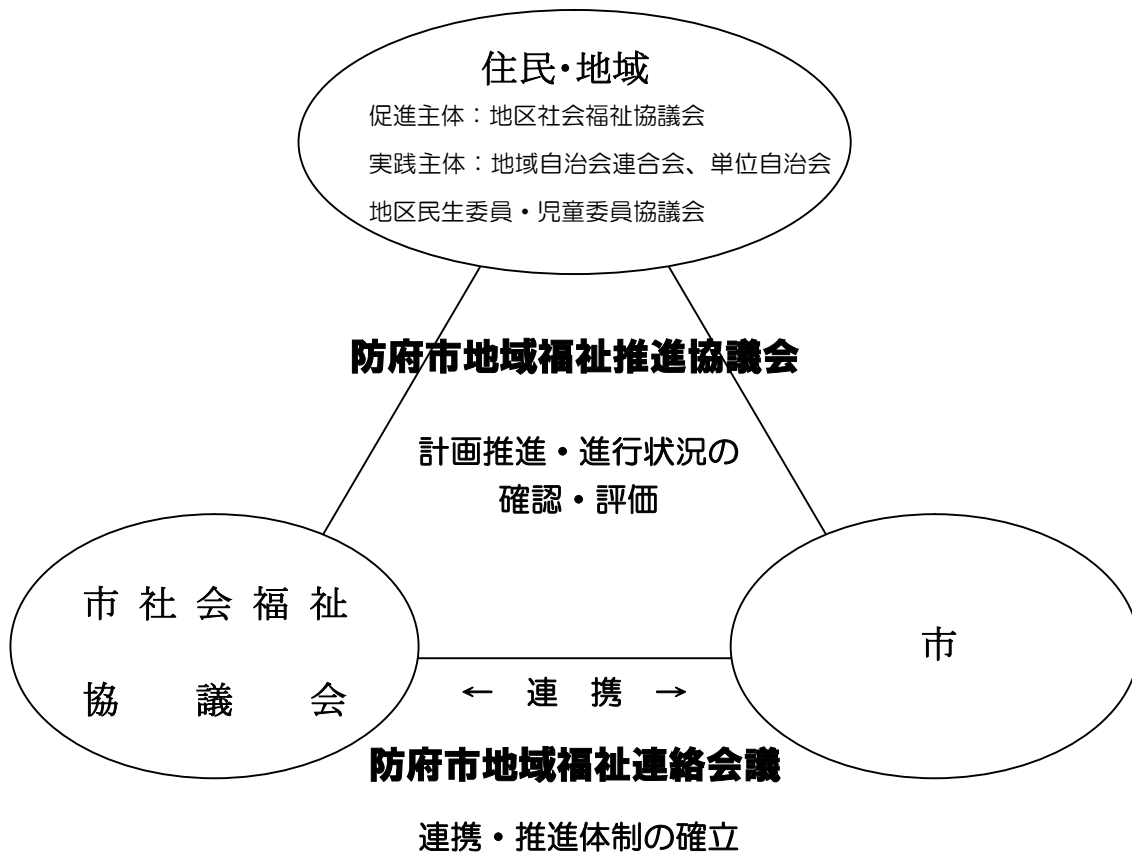
## 第5章

# 計画の推進と評価

# 1 計画の推進体制

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくため、平成23年度に設置した防府市地域福祉推進協議会により、住民・地域や市社会福祉協議会、市それぞれの役割が進んでいるかどうかを確認しながら、計画に掲げた取組を推進しています。

また、市においては、市社会福祉協議会と連携して防府市地域福祉連絡会議を設置し、市関係部局との連携も図りながら、地域福祉の推進を主体的に進めています。



なお、上図の市と市社会福祉協議会による組織的な推進体制のほか、各地域においては、地域の実情に合わせて地域福祉の推進組織を設置し、地域福祉の担い手である地域住民や自治会、民生委員・児童委員、福祉施設その他の事業者、NPO、ボランティア、当事者団体、関係機関等の参加を促進し、地域に根ざした地域福祉の推進に、住民・地域を挙げて、主体的に取り組むことが期待されます。

## 2 それぞれの役割

### (1) 住民の役割

地域福祉の主役は、地域で生活する地域住民一人ひとりであり、一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっている様々な問題を地域の中で解決していくための話し合いを行い、自らできること（自助）や手助けできること（共助）に、自ら積極的に、また、地域を挙げて主体的に参画することが重要になります。

### (2) 地域・関係機関・団体等の役割

それぞれの地域では、地域の問題を住民同士で助け合って解決していけるよう、地域での住民の交流の促進を図るなど、地域住民が主体となった取組の普及・実践を図っていくことが求められており、サービス提供事業者や社会福祉法人・福祉施設、NPO、企業等においても地域と連携した福祉活動や地域貢献活動、社会貢献活動を展開することが必要となります。

特に、社会福祉法人、福祉施設、福祉に関する事業者等においては、住民や地域だけでは対応が困難な課題の解決で、自らが有する社会資源を有効に活用していくことが求められています。

### (3) 市社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉推進の中核として位置付けられており、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

このため、市社会福祉協議会は、市と連携を図りながら本計画の推進役を担うとともに、本計画の基本的な考え方等を基に、それぞれの地域が取り組むこととなる地域の実情にあった具体的な活動計画の策定を支援し、その推進において住民や各種団体、市との調整役としての役割を担っていきます。

### (4) 市の役割

市は、住民の福祉の増進を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があり、その責務を果たすために、市社会福祉協議会や保健・医療・福祉関係機関、ボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握や次代の福祉を見据えた教育・啓発活動に努めていきます。

また、計画が効果的に推進できるように福祉部局を中心に関係部局と連携し、計画に基づく事業の進行状況を確認し、庁内における意見交換や情報収集を進め、新庁舎に「総合窓口」等を設置することで、市民の課題に寄り添い、丸ごと受け止めることができる相談支援体制の構築を図るなど、計画の推進に努めていきます。

### 3 財政上の措置

本計画の基本目標の達成に向け、各取組を継続的に進めるため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

また、国、県、県社会福祉協議会、共同募金会等の支援制度を積極的に活用します。

### 4 計画の評価

本計画の進行管理と実施状況の評価については、第二次計画に引き続き、防府市地域福祉推進協議会の活用を基本として進めていきます。

この協議会では、会議を定期的を開催し、課題の点検を始め、進行管理や調整等を行うとともに、その結果を踏まえ、防府市地域福祉連絡会議において市（関係部局）と市社会福祉協議会間で十分な検討を行った上、必要に応じて計画の見直し等を引き続き行います。

また、本計画の最終年度には、年次計画として掲げた実施目標計画の具体的な検証をこの協議会において行い、次期計画の策定を進めていきます。併せて、現計画の進捗状況や実施目標計画の検証結果については、ホームページへの掲載等により広く住民へ公表します。